

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

概要

(1) 児童手当の支給額

① 所得制限額未満である者

3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額1万5千円
中学生	月額1万円

② 所得制限額以上である者

当分の間の特例給付(附則に規定) 月額5千円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(2) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2 : 1 とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7 / 15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(3) 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ事項の規定

- ・児童に対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給
- ・保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする 等

(4) 検討(改正法附則に規定)

- ・政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- ・この法律による改正後の当分の間の特例給付の在り方について、上記の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(5) その他

- ・平成24年3月31日までとなっている平成23年度子ども手当特別措置法の遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長し、関係法律について所要の規定を設ける。

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

児童手当法の一部を改正する法律案の修正について

- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に所要の改正を行い、子ども手当制度の支給対象等も参考としつつ、支給対象年齢を中学生まで拡大するとともに手当額を拡充するなど、新たな児童手当制度を構築することとする。
- このため、以下の内容に基づき、政府提出の児童手当法の一部を改正する法律案の修正案を提出する。

1. 手当の名称・題名

- 手当の名称は、「児童手当」とし、法律の名称は「児童手当法」とする。

2. 目的規定

- 法律の目的規定については、「この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」とする。

3. 子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定

- 子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定については、「政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」とし、改正法の附則に規定を設ける。

4. 所得制限基準額以上の者への支給

- 所得制限基準額以上の者（施設入所等児童に係る部分等を除く）への支給については、法律の本則上は支給しないこととし、附則で、当分の間の特例給付として、児童一人当たり月額5千円を支給することを規定する。
- なお、当該給付の在り方について、「3. 子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定」による検討の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとし、改正法の附則に所要の規定を設ける。

5. その他

- 依然として、平成23年度子ども手当特別措置法の子ども手当の未申請者がいることを踏まえ、平成24年3月31日までとされている遡及支給の特例措置等を平成24年9月30日まで延長することとし、関係の法律について所要の規定を設ける。
- この他、上記の合意内容に沿って、所要の技術的な修正を行う。

以上、確認する。

平成24年3月15日

民 主 党 政策調査会長

自由民主党 政務調査会長

公 明 党 政務調査会長

児童手当・子ども手当制度の比較

児童手当法
(～21年度)

子ども手当法
(22年4月～23年9月)

子ども手当特別措置法
(23年10月～24年3月)

児童手当法
(24年度～)

支給対象となる児童・支給額

【0～3歳未満】 月額10,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額 5,000円
 第3子以降 月額10,000円
 【中学生】 (支給せず)

【0歳～中学生】
 一律 月額13,000円

【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円

1. 所得制限内
 【0～3歳未満】 月額15,000円
 【3歳～小学校修了】
 第1子・第2子 月額10,000円
 第3子以降 月額15,000円
 【中学生】 月額10,000円
2. 所得制限超
 ※当分の間の特例給付(法附則)(24年6月分～)
 月額 5,000円

<給付総額:1兆円(21年度)>
 ※年少扶養控除等:1.1兆円

<給付総額:2.7兆円(23年度1次)>

<給付総額:2.6兆円(23年度3次)>
 ※特措法の影響は4ヶ月分(23年度)

<給付総額:2.3兆円(H24年度)>
 ※3党合意:2.2～2.3兆円程度

※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等に関する検討規定(改正法附則)

所得制限

所得制限 有り
 被用者:年収860万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

所得制限 無し

(特別措置法 附則)
 ・平成24年6月分から所得制限を実施。
 ・所得制限を超える者に税制上・財政上の所要の措置を講じる。

所得制限 有り(24年6月分～)
 年収960万円
 (専業主婦、児童二世帯)
 ※ 扶養親族数により差がある。

※3党合意:年収960万円程度(夫婦・児童二人)

手当を必要とする児童に届く改善

■施設入所の児童、里親

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等 →支給されない

・親が監護している →親へ支給
 ・親がいない等
 →「安心子ども基金」から支給

すべての児童について施設(設置者)へ支給

■両親の別居

児童の生活費を主に負担している親へ支給

児童と同居している親に支給

■子どもの居住地

国外でも支給

国外でも支給(確認の厳格化)

留学を除き、支給しない

地域の実情に対応するための措置

①保育料の特別徴収、②学校給食費等の本人同意による充当

3

地域独自の子育て支援交付金の創設 → 一般財源化等に伴い、規定を設けない